

食料・農業・農村基本計画見直しに関する意見書

新たな食料・農業・農村基本計画を検討する食料・農業・農村政策審議会企画部会は、「担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行」「担い手・農地制度の改革」「農業環境・資源保全のための政策の確立」の3つの課題を重点的に検討し、8月にまとめた中間論点整理で農政改革に向けた一定の方向性を示しております。しかし、基本計画の最大の課題である食料自給率については、今後の課題とされたほか、農業に必要以上の市場原理を導入するなど重大な問題を含んでおります。

基本計画の見直しに当たっては、食料の安定供給の確保、農業のもつ多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興という食料・農業・農村基本法の基本理念に則しながら、食料自給率の向上に結びつく農政の改革・転換を推進しなければなりません。

よって、政府におかれては、新たな食料・農業・農村基本計画の策定において次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 これまでの食料自給率を検証し、生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ対策を推進すること。
- 2 認定農業者制度については、地域農業との協調により、地域全体の維持・発展につながる担い手育成となるように、十分な検証や検討を行うこと。
- 3 農産物価格低落を防止し、不足払い型の直接支払制度、産地づくり対策の継続や機械・施設導入のための長期・低利融資制度の創設など、経営所得安定対策や担い手支援策を講じること。
- 4 特区の全国展開や株式会社の農地取得・所有は、担い手農家の経営圧迫等の懸念があるため、十分な検証や検討を行うこと。
- 5 地域農業資源の保全活動や環境保全型農業に対する新たな支援策等を創設すること。また、現行の中山間地域等直接支払い制度の一層の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月28日

長岡市議会議長

小 熊 正 志

(あて先)

内閣総理大臣、農林水産大臣